

16. 介護予防サービスの利用に係るセルフケアプランの取扱

介護保険法上、利用者が指定居宅介護支援を利用することをあらかじめ市町村に届けている場合又はあらかじめ利用する居宅サービスに係る計画（いわゆるセルフケアプラン）を市町村に届け出ている場合には、市町村は、当該居宅介護サービス費を利用者に代わって事業者に支給することができる仕組みとしている。

予防給付については、地域包括支援センターがケアマネジメントを行うこととしているが、利用者本位という介護保険の基本理念に照らし合わせれば、現行と同様、利用者が自らケアプランを作成し、サービスを利用できる機会を確保することも重要である。

このため、利用者があらかじめ市町村に自ら作成したケアプランを届け出で、当該ケアプランの内容について市町村（又は市町村から委託を受けた地域包括支援センター）が専門的な見地から確認を行った場合には、当該ケアプランに基づいた予防給付が提供される仕組みを設けることとしている。

また、このように介護予防サービスの利用の際はもとより、居宅サービスの利用に際しても、利用者が自らケアプランを作成しようとしている場合には、市町村においては、例えば地域包括支援センターにおいて利用者に対する必要な相談・援助等を行うなど利用者に対する支援について配意願いたい。